

## 名義借用契約の事例

- (1) 平成20年10月初めころ、5年程前に絵を買ったことがあるニホン画廊の社員ZからAが買った絵を売って欲しいと連絡が入った。Zは「ローン支払額と同じくらいの値段で買い取る。」等と条件のいい話をしたので、Aは会う時間を決め、待ち合わせ当日、Zの車の中で話をした。Zは、「ニホン画廊で絵を買ったことにしてローンを組んで欲しい。すぐにクーリング・オフをすれば支払は生じない。信販会社から、確認の電話が入ったら、はい、と返事をしてくれればいい。」等と説明した。Aは、支払義務が発生しないのであれば、と思い承知した。信販会社への申込のための書類に記載のあった絵については、見たこともなく、実際には買っていないものであったが、車内でAは信販会社の申込書に氏名、住所等を書き入れ、押印してしまった。書類の作成が終了した時点で、AはZから、ZがAに依頼した信販契約はAに支払義務は一切生じない等の内容の念書を受け取っており、また、ZはAに対し、ニホン画廊に対するクーリング・オフのハガキの書き方を教えた。

その後、Zから、再度、電話が入り、「金額が足りない。新たにAが絵を購入したことにしてローンを組むことにする。書類はこちらで作成する。そうしないとAの絵が売れない。」等と言ってきた。Aは、ここまできて絵が売れないと困ると思い、実際には買っていない絵を買ったことにし、新たにローンを組むことを承知してしまった。Zは、「信販会社から確認の電話が入るから、はい、と返事して欲しい。」と言った。1～2カ月後に信販会社から送られてきた書類を見ると、販売店はアートプランニングとなっていた。

その数日後、Zから電話があり、「絵のクーリング・オフはこちらでしておくからクーリング・オフのハガキは出さなくていい。」と言ってきた。Aは、すぐにクーリング・オフをしてくれると思ったので、ニホン画廊に解約手続のハガキを出さなかった。しかし、途中から、2～3回はローンの支払をし、その後、契約解除をするという様に、話を変えられてしまった。

- (2) 平成20年11月中旬ころ、ニホン画廊の社員Yが、「以前Bが購入した絵を、購入したい人がいるが、社長が転売に力を入れていない。一度、〇〇万円を会社の口座に振り込んでくれたなら、実績のある客ということになり、転売の話も経理が通りやすくなる。」等と電話をしてきた。転売するのに、更に〇〇万円の追い金が必要という説明に納得がいかなかったため、そんなお金はない、と断ると、Yは、「●●円でも預けてくれたら、不足分を足す。一旦預けて下さい。預かったお金は1週間ほどで返金する。」等と言ってきた。BはYを信頼していたので、お金を預けることを承知し、同月、Bの家の近くで現金●●円をYに渡した。その際に借用書と委託販売に関する覚書を受け取った。

その2日後、Yから「現金は預かったが、実際にクレジットを組んだという実績が欲しい。クレジットで絵を購入したという書類を書いて欲しい。」等と電話が入った。時間がない、と断ったが、Yは、「会社にBの記録があるので、私の方で住所や名前等を記入してクレジット申込書を作成しておきます。」と言った。断ることもできず、実際には絵を買っていないにも関わらず、買ったことにして、その支払はクレジットですということ承知してしまった。この翌日、Yから電話があり、「信販会社からBにニホン画廊から絵を購入したかという確認の電話が入るので、はい、と返事をして下さい。このクレジットはすぐに解約するのでBに請求がいくことはない。」等と確約した。

12月の初めころ、別の信販会社からアートプランニングで絵を購入したかという確認の電話が入った。そこで絵を買った覚えがないため、記憶はないと返事をしたが、携帯

電話の着信履歴を見ると、何度もYが電話してきていたので、折り返すと、Yは「実績が1件だけでは足りない。もう一度、絵を購入したことにしてクレジットを組んだ。契約書も既に作成したので、信販会社に電話して、購入したと伝えて欲しい。すぐに解約するから、請求がいくことも支払が生じることもない。」等と言われ、承知してしまった。

平成20年12月末ころ、1回目の名義貸しをした信販会社から銀行印が違うため、口座引落としの手続きができない、書類を送るので、改めて銀行印を押して欲しい等と言ってきた。驚いて、Yに確認すると「どうせ解約するから、書類が来ても送り返さなくても結構。今後、電話があっても出ないで。」等と指示された。同様に、2回目の名義貸しをした信販会社からも、平成21年1月中旬ころ連絡があったが、Yは「信販会社からの電話に出なくて結構。解約は必ずする。」等と説明した。

しかし、平成21年の1月から、その2つの信販会社から、毎月のように請求書が郵送されてくる状態であったので、同年3月初め頃、(解約等を)Yに強く要請すると、Yは、「申し訳ない。すぐにまとめて解約する。その代わりもう1件だけ絵を購入したことにして、クレジットを組んで欲しい。契約書はこちらで作成する。印鑑もこちらで押す。確認の電話が入ったら、はい、と返事をしておいて。確認後、まとめて3件を解約する。Bに支払が生じることは絶対はない。」等と言った。後日、信販会社から送られてきた契約書を見ると、販売店はニホン画廊となっていた。

- (3) 平成19年10月初めころ、以前に絵を買ったことがあるニホン画廊の社員Xから「新しい信販会社と契約したので協力してくれないか。」と依頼があった。深く考えずに、「いいですよ。」と返事をすると、暫くしてXから電話があり、仕事帰りに家の近くのレストランで会った。Xは、「ニホン画廊は新たに信販会社と契約することになったが、そのためには実績を作る必要がある。絵を買ったことにして、ローンの申込書にサインして欲しい。絶対に迷惑はかけない。毎月、口座に引落としの金は入金する。」等と説明した。実際には絵を購入しないが、ニホン画廊から絵を買ったことにするということであった。Xを信用してサインすることを承知した。

1週間ほど経過した10月半ばに、Xから「また、名前を貸してくれる？」と電話があった。立て続けの依頼であったが、「分かりました。」と返事をした。前回と同じレストランで会い、Xが差し出した書面に、住所、氏名等を書き入れ、押印した。販売店はニホン画廊となっていた。

また、この頃、Xに絵の転売を依頼したが、(なかなか話が進まないの)平成20年1～2月頃、Xに連絡し、転売できないのならそちらで買い取るよう依頼した。するとXは、「頑張って売るから、頼みを聞いてくれる？」と3回目の名義貸しを要求した。絵を転売してくれるならと思い、承知すると、Xは、「契約書等は全部こっちで書いてくから任せて。」と言い、更に、「信販会社から確認電話が入るから、はい、と返事しておいて。」等と言った。後日、ニホン画廊から、信販会社発行の契約書の控えを送ってきた。この書面については、Cは一切記入していない。当然、Xが引落とし相当額を入金すると思っていたが、平成20年2月か3月ころに信販会社から「引き落とせない。」と連絡が入ったので、Xにその旨を話すと、「ほっとけばいい。こっちで振り込んでおくから。」等と言っていた。

絵の転売の件でなかなか連絡がとれなくなっていたが、平成20年8月か9月ころ、やっとXと連絡が取れ、転売又は買取りを必死で頼むと、Xは、「分かった。振り込む。そのかわりに、また、名義を貸して欲しい。」と言ってきた。絵を買い取って欲しいばかり

に承知すると、Xは「契約書はこちらで作成しておく。」と言った。数日後、約束の入金を確認したが、わずかな金額しか入金されていなかったため、Xにそのことを伝えると、「頭金だけ入れた。残りは売れたら入金する。」と言い放った。後日、信販会社から口座振替の依頼通知書が送られてきたので、信販会社の名前だけは分かった。

平成21年になり、Xと連絡が取れなくなったが、4月初めころにやっと連絡が取れ、以前買った絵の売却を依頼すると、ニホン画廊が買い戻すことになったが、条件として、「また、絵を買ったことにして名前を借りたい。」と言ってきた。絵を買い戻してくれるならと思い、承知した。この時も、Cは一切契約書面に記入も押印もしていない。4月下旬ころ、信販会社からクレジット契約書の写しが郵送され、販売店はニホン画廊となっていた。

- (4) 平成10年から13年ころにかけて8点の絵画を買った。いずれも信販会社と契約をし、既に支払は完済しているが、平成19年5月ころ、経済的に少し苦しくなり手持ちの絵画2点の転売をニホン画廊の社員Wに依頼した。Wは、「絵を早く転売するには実績が要る。この契約書に署名して欲しい。Dには迷惑をかけない。絵を買ったことにして、その支払は割賦にするようにしてローン申込書に署名して欲しい。すぐに解約するから、支払の請求はいかない。」等と言った。今まで世話になっていたので承諾し、ローン契約書にサインした。契約書作成後、Wから信販会社から絵を買ったことの確認電話が入るので、ニホン画廊から絵を買ったと返事しておいて下さい等と言われ、承知した。

この1回目の名義貸しをしてから、2カ月が経過したころの平成19年7月中旬ころ、Wから連絡が入り、「なかなか絵が売れない。早く売るから、もう1件クレジット契約をしてくれないか。」と頼まれた。この時、もう1枚絵を売って欲しいと頼んでいた時期で、絵を売ってくれるならと思い、承知した。販売店はニホン画廊であった。

平成19年8月中旬ころ、Wから電話が入り、「申し訳ない。まだ絵が売れない。早く売ろうとしている。もう1回、ローンの作成をして欲しい。」と頼まれた。すぐに絵を売ってもらいたいという気持もあり、承知した。この時も、販売店はニホン画廊であった。

その後、Wから、なかなか絵が売れない、という言い訳から始まり、「Dの名前でローン契約しておいた。信販会社から確認電話が入るから、はい、と返事しておいて下さい。」等と言ってきた。その都度、分かりました、と返事して、信販会社からの確認電話にも買った旨を伝えた。1回目から3回目までのクレジット契約については、事実Dが署名して契約書を作成したが、それ以後の契約書は、D自身署名していない。Wからは、事前に契約するからという連絡よりも、ローン契約をしておいたからよろしく頼むという事後承諾であった。こうした契約が平成19年9月から平成21年3月にかけて6回あり、全部で9回の絵画の名義貸し契約（9回目は平成21年3月の契約で、販売店がアートプランニング。その他は、販売店ニホン画廊）をしてしまった。しかし、平成21年7月までは契約した信販会社から支払が滞っているとか請求書、督促状等が郵送されてくることはなかった。

ところが、8月になると名義貸し契約した信販会社のうち3社から、引落しができない、入金されていない、という請求がきた。Wに連絡をしたところ、「こちらから、信販会社と解約するようにする。Dから、信販会社に絵をニホン画廊に返してキャンセルしたと言って下さい。」等と言われ、請求がきた信販会社3社に、Wから言われたように、「ニホン画廊に絵を返した。キャンセルした。」と話した。

- (5) Eは、平成18年の秋ころニホン画廊を知り、それ以降、作品を買っていたが、平成

21年1月中旬ころに、ニホン画廊の社員Vから電話があり、「今度、取引する信販会社が変わる。支払期間は同じで月々の支払額も下がるのでクレジット会社の借換えをして欲しい。」と言ってきたので、借換えを承知し、平成21年1月末ころに別の信販会社のクレジット申込書に必要事項を書き入れ、押印した。書類上では、アートプランニングから知らない絵を購入し、ローンを組んで支払うこととなっていたが、書類上のことであり、新たな信販会社への支払総額と、古い信販会社への支払残高がほぼ同じであったので納得してしまった。この時、Vは「手続には2カ月くらいかかる。信販会社からの確認には、はい、と答えておいて下さい。」等と言っていた。

平成21年4月初めころ、Vが「会社が今まで使っていた信販会社を変えた。新しい信販会社との信頼関係と実績を築きたいので、一時的な契約をして欲しい。」等と言ってきたので、Vに会うと、「新たな信販会社と関係を深めるため契約を増やしたい。一時的なものだからお願いします。」と頼まれた。実際には、絵を買わないにも関わらず、ニホン画廊から絵を買ったことにして、その支払はクレジット会社とローン契約を結んで支払うことにするいわゆる名義貸しを依頼された。Eはすぐにクーリング・オフの手続をしてくれるものと思い承知した。しかし、クーリング・オフの期間が過ぎてもVから何ら連絡がないため、直接、契約解除になっているかどうか信販会社に確認したところ、解約になっていなかった。確認した直後にVから電話が入り、「今回の件はクーリング・オフでなく、毎月の支払代金をEの口座にニホン画廊から振り込むので、2～3カ月は契約を継続する。信販会社には、他社の契約と間違えていた、と伝えて下さい。」等と言ってきた。

(6) 数年前にニホン画廊から何枚か絵を購入したことがあり、社員Uと知り合った。その後、支払がきつくなり、ニホン画廊に絵の売却を持ちかけたりしていた。平成17年8月頃、Uから電話があり、「〇〇万円で絵を購入してくれれば、年末にその絵を●●万円で買い取る。」と言われたので、承諾し、〇〇万円を現金で渡した。約束の●●万円は、年末になっても全額は入ってこなかったが、月々の分割払いなどで、平成19年3月までに合計で△△万円の支払を受けていた。しかし、まだ▲▲万円の支払が残っていたため、残額を請求するために、平成19年3月に新栄にあるニホン画廊の店舗に出向いたところ、Uから「ニホン画廊では、ある絵の作者を売り出したいと考えているので、実績を作りたい。ついては、Fの名前で契約をさせて欲しい。お金はこちらで支払う。口座はFの口座を使わせて欲しい。」と言われた。私は、返金をしてもらいたかったことや、負担もないことからその申出を承諾し、販売店がニホン画廊となっている信販会社のクレジット申込用紙に必要事項を記入した。その後、信販会社からは確認の電話があったが、事前にUから、はい、と答えるように言われていたので、そのとおりにした。

(7) Gは、10年ほど前から何度かニホン画廊から絵画を購入したことがあったが、平成20年6月頃、ニホン画廊の社員Tから電話があり、「新しい信販会社と取引することになったが、月々の申込件数があるって、クリアしなければならない。今月は件数が足りないので、Gの名前を借りて申込みさせて欲しい。迷惑がかからないようきちんと対応するから。」と言われた。Gは、よく分からないまま、実害がないのなら問題ないと思い、その申出に応じた。その後、家の近くで会い、契約書にサインしたが、その時、クーリング・オフのハガキをもらい、ニホン画廊にクーリング・オフのハガキを郵送した。Tからはクーリング・オフのハガキが届いたこと、社内処理が終わったこと等の連絡があった。

平成20年8月、Tから、「今回新しい信販会社と取引することになった。件数が足りないのでGの名前で1件契約を入れていいか。」と電話があった。Gは、「前みたいにクー

リング・オフをきちんとして、引落しがされないなら大丈夫。」と答え、「書類はどうするのか？」などと尋ねると、「前のときに記入してもらったものがあるので、こちらで記入する。Gは何もしなくて大丈夫。信販会社がとおったらこちらから電話する。」と言われた。同年6月に同じことがあり、実害がなかったので、今回も大丈夫と思い、Gは、名前を貸すことを了解してしまった。契約書類への記入、押印は一切しなかった。翌日、Tから「信販会社の審査はOK。確認が●時に入る予定。」と連絡をもらい、契約内容について教えてもらった後、信販会社から確認の電話があり、聞かれたことに、はい、と答えた。Tからは、クーリング・オフの手続が済んだら連絡をもらうことになっていた。

しかし、暫く経っても何の連絡もなく、しかも、信販会社から、販売店がニホン画廊となっている契約書控えや返済計画表が送られてきたのでびっくりし、Tに確認すると、「今回の件は、新しい取引先なので、契約自体のクーリング・オフはしない。暫くしてから一括精算の形で終了させる。」等と言われた。

- (8) 平成20年3月、ニホン画廊の店舗で絵画を購入したが、その契約の担当者がSであった。同年6月下旬、Sから電話があり、「新しい信販会社に販売実績を作りたいので協力してもらえないか？一旦契約しても赤伝処理をする。その処理までは、こちらから引落とし分を振り込むので、一切迷惑はかけない。」と言われた。絵は見たこともなく、欲しくもなかったが、お世話になったという気持もあり、また、自分に負担にならないならいいと思い、了承した。この時に、作者名や題名、金額などを聞いたが、そのやり取りの中で、もう一枚協力して欲しい、合計2枚買ったことにします、契約書は3月の契約書を見てこちらで書いて処理すると言われ、また、信販会社から電話があつたら、はい、と答えるように指示され、そのとおりにした。この時に「絵はプレゼントする。1カ月後くらいに送る。」とも言われた。Hは、口頭だけの約束では嫌だと感じたので、覚書のようなものをSに要求すると、後で契約書控等と一緒に覚書が送付されてきた。その内容は、「ニホン画廊 S」名で、今回の2つの契約についてHに支払義務と債務はないという趣旨のものであった。

平成20年9月下旬、Sから電話があり、もう一枚前と同様に販売実績協力を依頼された。絵を買うつもりはなかったが、この時点では、まだ、ニホン画廊から振込はあったこと、以前の契約も含めて一年以内に赤伝処理をして解約するとのことだったので、それを信じて応じた。契約内容は大体聞いていたが、知らない作者で見たこともない作品であった。信販会社にもSからの依頼どおり答えた。後日、契約書と一緒に、ニホン画廊名で、今回の契約についてHに支払義務と債務はないという覚書ももらった。

- (9) 平成11年から12年にかけて何枚かの絵をニホン画廊から購入したが、その後、支払が厳しくて、転売を依頼した。しかし、全く売れず、話し合いで1枚だけ買い取ってもらったことがあった。

平成20年9月中旬頃、ニホン画廊の社員Rから、「転売にかけていて、なかなか売れない人の救済措置として、絵画を無料で交換するキャンペーンをしている。特に、古くからのお客様・お得意様を対象としている。」と連絡を受けた。Iは絵で苦勞するのはこりごりだったので、「本当にただの絵の交換だけか？お金はかからないか？」と確認すると、Rは「大丈夫。本当に絵の交換だけだ。」と確約した。Iは、購入した絵が転売に出しても全く売れていない状況だったので、売れる絵に交換できればいいと思い、平成20年10月、店舗に行った。Rから人気のある絵を教えてもらい、それらの絵と交換する話になったが、交換のための手続の段階になった時に、Rは「伝票では、絵がデータ上Iの名前

で売れたことにしなければいけない。書類はIがローンを組んで売れたことにして処理するが、書類だけで、一切費用はかからない。心配ない。」と言い出した。ローンで処理されるのは嫌だと思ったので、強く拒否した。Rからは、「これは法的に正しい正規の処理。購入した絵と交換した絵の差額が同じになるまでの少しの間だけだ。金額が同じになった時点で赤伝処理をする、伝票上普通の処理。心配ない。迷惑も負担もかけないし、お金も一切かからない。引落しの前に、毎月、こちらから振り込むから大丈夫。」と言われたが、それでも嫌だと何度も断った。しかし、Rと、そのほかの男性社員に囲まれ、延々と説明され、説得され、強引に処理されてしまった。Rからは、「ローン契約の確認の際には、何を言われても、必ず全て、はい、と答えること、交換ということは絶対に言わないこと、交換と言うと、絵の交換ができなくなる。」と強要された。この結果、絵を4枚交換するために、平成20年10月に2件（販売店がニホン画廊のものとアートプランニングのものが1件ずつ）、同年11月に1件（販売店はニホン画廊）、平成21年5月に1件（販売店はニホン画廊）と、全部でIの名義で4件の契約をすることになったが、Iには持っていたどの絵が、どの絵に交換されたかは、書類もなく、全く分からなかった。